

はろカフェ vol.1

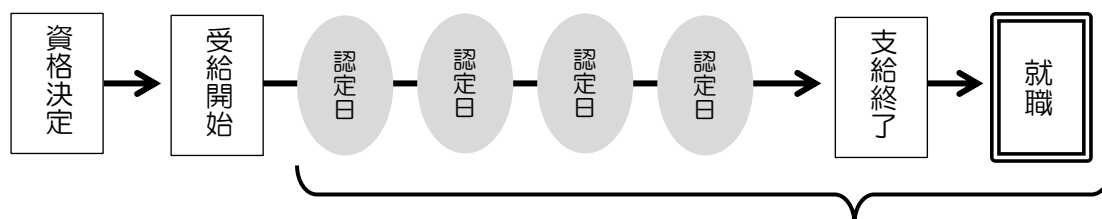
～基本手当？ それとも再就職手当？～

失業給付の手続きをされた皆様は、これから主に「基本手当」を受給することになりますが、基本手当を受給するためには、定期的に認定日に来所して失業の認定を受けなければなりません。失業の認定を受けるためには、現に失業の状態にあり、一定回数以上の求職活動が必要になります。

また、所定給付日数分の基本手当を受けるためには、相応の期間が必要になり、基本手当を受け終わる頃には、前職を離職してからの期間（ブランク）が長くなってしまいます。受給に重きを置くと、自身の就職に不利になってしまうことがあるのです。

自己都合退職などで3か月間の給付制限期間がある方については、受給の開始が遅いことから、基本手当の受給のためにブランクが長くなるのは避けたいものです。

<基本手当の受給の場合>



相応の期間必要 = フランクが長くなり、就職に不利。

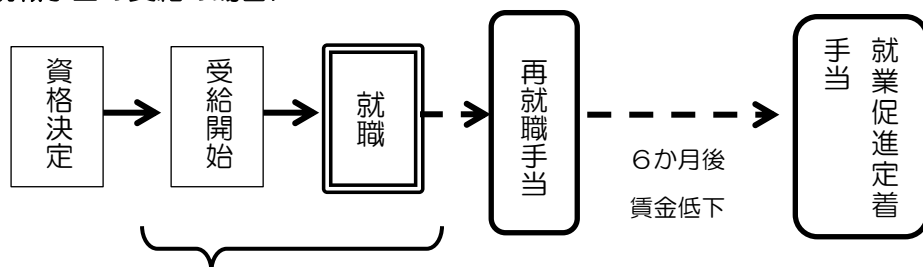
認定日に毎回来所する必要あり。

失業の状態、一定回数以上の求職活動が必要。



どちらがご自分に合っていますか？

<再就職手当の受給の場合>



短期間で就職実現可能。

手続きは最短で2回（就職届出、再就職手当届出）。

条件を満たせば、再就職手当+就業促進定着手当で所定給付日数分の受給が可能。

「早く就職したいけど、失業給付も受給したい。」

そう思われている方も多いのではないのでしょうか。このような方におススメなのが「再就職手当」です。

再就職手当は、要件を満たして早期に再就職した場合に受給できる手当です。早期に就職すればするほど給付額が高くなり、最大で所定給付日数の7割に相当する日数分の基本手当を一時金として受給できます。ただし、過去3年以内に再就職手当や常用就職支度手当を受給したことがある方は、受給できないため、注意が必要です。

給付制限期間中でも要件を満たしていれば、受給することができるため、給付制限期間がある方には特におススメの手当となっています。

さらに、再就職手当を受給した方のうち、前職に比べて賃金が低下した方については、要件を満たせば「就業促進定着手当」という一時金を受給できる場合があります。

事前に支給要件を確認し、就職活動を有利に進めましょう。

「再就職手当」、「就業促進定着手当」について関心のある方、さっそく再就職に向けて行動に移してみませんか。給付の窓口に「再就職手当のご案内」のパンフレットを置いてありますので、事前に支給要件を確認して、就職活動を有利に進めてみましょう。

ハローワーク西神では、就職の届出を行った雇用保険受給者に対して就職活動に関するアンケートを実施していますが、就職活動の開始時期について確認したところ、「離職後から雇用保険手続き前までに開始した」（全体の32%）という回答が最も多く、次いで「雇用保険手続き後1ヶ月以内までに開始した」（全体の26%）となっており、**就職の届出を行った雇用保険受給者の半数以上が、ハローワークに離職票を提出してから1か月以内に求人への応募等を行っている結果が出ています。**

就職が決まるまでには、「求人の選択→求人への応募→面接」と時間がかかりますので、支給残日数を多く残すためにも、可能な限り早く行動することをおススメします。

ハローワーク西神では、職業相談部門と雇用保険課が相互に連携し、職業紹介と失業給付の両面から早期再就職に向けた支援を行っていますので、是非、当所の職業相談窓口をご活用ください。

【次回コラム】

「再就職手当」を受給するためには？ ハローワーク紹介による就職がおすすめです。

【お問い合わせ】

西神公共職業安定所 雇用保険課
TEL 078-991-1100